

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和8年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	令和8年8月21日（金）午後2時08分～午後2時39分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：小川会長、小峯委員、出来村委員、比留間委員 欠 席 者：山口委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課法務係長、文書法制課主事
報 告 事 項	(1) 令和6年度及び令和7年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について (2) 武蔵村山市情報公開条例の一部改正について (3) その他
議 題	議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 委員の互選により会長は小川委員に決定し、会長の指名により職務代理者は出来村委員に決定した。 議題(2) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○＝委員、 ●＝事務局等)	● 令和8年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。 本来であれば、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項により会長に議事を進行していただくところですが、同条第1項による会長の互選がされておりませんので、互選が終了するまでの間、事務局が会議の進行をしてまいります。 議題 (1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について ● 会議次第7ページ下部に参考として記載しております武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項において、審査会の会長は委員の互選により選任するとされていること、また、同条第3項において、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとされていることから、皆様に会長を互選していただき、会長から職務代理者を御指名いただきたく議題としたものです。 なお、会長の主な職務につきましては、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項により会務を総理すること、第3条第3項により可否同数の場合に議事を決することとなっております。なお、同規則第3条第1項には、会議は会長が招集すると規定されていますが、実務上この部分については事務局が対応させていただきますので、会議の開催に当たり会長に処理をしていただくことはございません。 それでは、説明が済みしましたので、会長の互選をお願いいたします。 【主な意見等】 ○ 引き続き小川委員にお願いしたいと思います。 ● それでは、会長は小川委員にお願いいたします。 続いて、職務代理者についてですが、小川会長から御指名くださるようお願いいたします。

- 専門的な知識を有し、前回も職務代理者を引き受けていただいた出来村委員を指名させていただきたいと思います。

【審議結果】

会長に小川委員が互選され、職務代理者に出来村委員が指名された。

報告事項

- (1) 令和6年度及び令和7年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について

- 事務局に説明を求めます。

- 会議次第の1ページ及び2ページを「公文書開示請求の処理状況等」、3ページ及び4ページを「保有個人情報開示請求の処理状況等」として、令和6年度及び令和7年度における処理状況を表にまとめさせていただきます。

まず、1「公文書開示請求の処理状況等」について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。

令和6年度における公文書の開示請求は、51件ございました。また、当該開示請求に対して実施機関が行った決定の内訳といたしましては、請求された公文書を黒塗りすることなく開示する「開示決定」が33件、公文書の一部に非開示情報が含まれる場合に、当該非開示情報を黒塗りした上で開示する「一部開示決定」が22件、公文書の全部を開示しない「非開示決定」が17件ございました。

なお、非開示決定の内訳は、法令等により非開示とする文書であるものが1件、請求された公文書が存在しないことによるものが17件です。

続きまして、2ページを御覧ください。

令和7年度における公文書の開示請求は、57件ございました。また、当該開示請求に対して実施機関が行った決定の内訳といたしましては、「開示決定」が31件、「一部開示決定」が30件、「非開示決定」が13件ございました。

なお、非開示決定の内訳は、個人に関する情報であるものが1件、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが1件、公文書の不存在によるものが11件です。

請求内容、請求者の属性、非開示情報等の主なものにつきましては、1ページ及び2ページの下部に記載しております。

また、開示請求の処理経過や、実際にどのような請求・決定がなされたか等につきましては、資料1に記載されておりますので、それぞれ御確認ください。

なお、資料1の公文書の名称等につきましては、基本的に、実際の請求及び決定における記載をそのまま転記しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

2「保有個人情報開示請求の処理状況等」について、御説明いたします。

なお、用語の意味につきましては、公文書開示請求のものと同様となっておりますので、説明を省かせていただきます。

令和6年度における保有個人情報の開示請求は、15件ございました。また、当該開示請求に対して実施機関が行った決定の内訳といたしましては、「開示決定」が10件、「一部開示決定」が6件、「不開示

決定」が4件となっております。

なお、不開示決定は、全て、請求された個人情報の不存在によるものです。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和7年度における保有個人情報の開示請求は、6件ございました。また、当該請求に対して市の機関が行った決定の内訳といたしましては、「開示決定」が5件、「一部開示決定」が1件、「不開示決定」が0件となっております。

保有個人情報の開示請求につきましても、詳細は3ページ及び4ページの下部並びに資料2に記載しておりますので、それぞれ御確認ください。なお、個人名等が記載された部分につきましては、黒い丸でマスキングしております。

【主な意見等】

特になし

報告事項

(2) 武蔵村山市情報公開条例の一部改正について

○ 事務局に説明を求めます。

● 資料3「武蔵村山市情報公開条例新旧対照表」を御覧ください。

令和7年6月1日に刑法等の一部を改正する法律が施行されましたので、その改正に伴い改正するものです。

内容といたしましては、第34条中の情報公開個人情報保護審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らしたときの罰則に係る規定中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

【主な意見等】

特になし

報告事項

(3) その他

○ 事務局に説明を求めます。

● 任期が始まりましたので、改めて本審査会の職務について御説明させていただきます。

資料4及び資料5を御覧ください。

資料4は、本審査会の処理に関する根拠規定をまとめたもので、資料5は、本審査会が取り扱う「公文書非開示決定等に対する審査請求」、「保有個人情報不開示決定等に対する審査請求」があった場合の関係者の処理をまとめたものです。

資料4の1ページに記載しております情報公開条例第20条第1項をまとめますと、「本審査会は、情報公開条例第17条及び武蔵村山市議会個人情報保護条例第45条による諮問について審査する」旨が規定されています。

また、情報公開条例第17条では、「議長を除く実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、本審査会に諮問して裁決を行う」とされており、ここで除かれた議長について

ては、武蔵村山市議会個人情報保護条例第45条において、同様の場合に本審査会に諮問する旨を規定しています。

なお、ここでいう「不作為」とは、開示請求に対して、実施機関が通常想定される期間内に決定をしないことを指します。

また、議会のみ別の条例で規定しているのは、先の報告のとおり、議会が個人情報保護法の適用を除外されているためです。

これらの規定により、本審査会は、公文書非開示決定等、保有個人情報不開示決定等及び各開示請求に係る不作為に対して審査請求がなされた場合に、処分庁の判断や処理が適法なものであるかを審査し、答申という形で実施機関に意見を述べることとなります。

なお、具体的な審査の手続きにつきましては、行政不服審査法に規定されておりますが、大量である上、読替えも必要であることから、省略させていただきます。

続きまして、資料5を御覧ください。

資料5は、非開示決定等に対する審査請求があった場合を想定した処理フローとなっております。

まず、(1)の原処分として、公文書非開示決定等がなされ、これに対し、開示請求者は、処分庁に(2)の審査請求をすることができます。これ以降、処分庁は、審査庁として審査請求に係る処理を行いつつ、処分庁として処分の適法性の主張もすることとなります。青い枠の列が「処分庁（審査庁）」とされているのはそのためです。

審査請求を受けた処分庁は、審査庁として(3)の弁明書を作成し、審査請求人に送付します。なお、弁明書とは、原処分の適法性を主張する書面をいいます。これを受けた審査請求人は、反論書を作成し、審査庁の主張に対する反論を行います。

審査庁は、(6)の争点整理において、審査請求人が原処分の何を問題としているか、それについて各当事者がどのように主張しているかを整理し、審査請求を認めるかどうかの決定、裁決とありますが、これができると判断した場合に、(7)の本審査会への諮問を行います。なお、当該諮問が義務付けられているのは、先述のとおり、処分庁が審査庁として裁決を行う仕組みとなっていることから、裁決の公正性を担保するためです。

諮問を受けた本審査会は、(9)で審査会としての争点整理を行い、審査庁の審査が尽くされていないと判断した場合は、情報公開条例第21条第3項の規定に基づく調査をし、その上で(12)の答申を行います。なお、ここでいう「調査」とは、主に、弁明書、反論書に相当する意見書の提出を求めることをいいます。また、審査請求人の希望があれば、審査庁が行うものとは別に口頭意見陳述の場を設けることも可能です。

最終的に、審査庁が、本審査会の答申を踏まえて(13)の裁決を行い、審査請求に係る一連の処理は終了となります。

なお、現在、1件の審査請求が提出され、収受しているところです。

【主な意見等】

- 審査請求は受領される予定ということか。
- 現在収受手続中ですが、その予定です。
- 請求受領後は、審査会に諮問がありますか。
- 諮問され、その後、本審査会で審議を行う予定です。
- 審査会での審議はいつ頃になりそうですか。
- 早くて10月から11月頃ですが、12月や1月頃になることも考えら

